

瀬戸内町農業委員会総会議事録

1.開催日時 令和7年10月21日(火)10時00分から11時00分

2.開催場所 瀬戸内町役場4階委員会室

3.出席委員 (10人)

会長	6番	吉見	洋和
会長職務代理者	10番	永井	利一
	1番	齋木	明子
	2番	久原	美樹
	3番	峯	俊一郎
	5番	加藤	清満
	7番	森	正三郎
	8番	碩	悟
	9番	岡野	正郎
	11番	川島	博

4.欠席委員 (0人)

5.議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 議案第16号 農地法第3条の規定による許可について

第4 報告第26号 農用地利用集積等促進計画の認可及び公表について

第5 報告第27号 農用地等の利用権の合意解約同意について

第6 報告第28号 農地の使用貸借解約通知について

第7 報告第29号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

第8 協議会

(1) 諸般の報告及び行事予定について

(2) その他

6.農業委員会事務局職員

局長	永井	健一郎
次長	内	忠廣
主幹	田中	秀幸
会計年度任用職員	大黒	佐江子

7.農林課農業振興係職員

主幹	川畑	金徳
----	----	----

8.会議の概要

事務局長	<p>おはようございます。</p> <p>本日は、まず初めに、前回の総会におきまして、加藤委員からご質問のございました、国立公園内における農地周辺の草木の伐採について、主管課であります水産観光課の山元主事から内容説明がありますので、よろしく申し上げます。</p>
山元主事	<p>配布いたしました資料に基づいてご説明いたします。</p> <p>奄美群島の一部地域は平成 29 年 3 月より、奄美群島国立公園に指定されております。国立公園内では自然公園法に基づきまして指定地域に応じて各種開発行為が規制されております。工作物（建築物を含む）の新改増築や木竹の伐採、開墾・土地の形状変更などの開発行為を行う場合は、事前に国や県への許可申請、届出の手続きが必要になります。自己所有地であっても、国立公園内での行為においては事前に手続きが必要となります。</p> <p>なお、自然公園法の規定に違反しての行為や、無許可での行為等につきましては、1 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金があります。</p> <p>また、違反行為から国立公園を保護するために必要があると認めるときは、原状回復を課す場合があるため、必ず許可を得てから行為を行うようご注意ください。</p> <p>指定地区等が不明な場合には、資料に記載してございます OR コードを読み取っていただくか、連絡先にお電話願います。以上です。</p>
事務局長	<p>山元さん、ご説明、ありがとうございました。</p> <p>委員の皆さんも、町内には国立公園に指定されている箇所が複数ありますので、農地パトロールの際は、ご留意していただきたい思います。</p>
事務局長	<p>それでは、ただいまから第 10 回瀬戸内町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の委員の出席状況でございますが、出席委員は 10 名で定足数に達しており、本日の総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、吉見会長に挨拶をお願いします。</p>
会長	【挨拶】
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それではこれより議事に入ります。瀬戸内町農業委員会会議規則第 6 条に基づきまして、吉見会長に議長をお願いします。</p>
議長	<p>これより会議を開きます。</p> <p>日程第 1、議事録署名議員の指名を行います。議席番号 3 番、釜委員、議席番号 5 番、加藤委員の 2 名を指名いたします。</p> <p>次に日程第 2、会期は本日の 1 日間といたします。</p>
議長	<p>次に、日程第 3 の議案第 16 号 1、農地法第 3 条の規定による許可について、を議題とし、調査委員から説明を求めます。森委員。</p>
7 番委員	<p>議案第 16 号 1「農地法第 3 条の規定による許可について」の調査報告をいたします。</p> <p>調査員が私と吉見委員、事務局から田中さんの 3 人で調査を行いました。</p> <p>土地の表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・瀬戸内町大字蘇刈字金久 421 番、畑、257 m² <p>譲渡人、瀬戸内町大字○○○○番地、○○○○</p>

	<p>譲受人、瀬戸内町大字〇〇〇〇番地、〇〇〇〇 贈与による権利移動であります。 〇〇〇〇さんは新規就農者であります。 土地の現況は畑を行っており、今後も引き続き野菜を栽培する予定であります。 後はお目通し願います。</p>
議長	<p>調査報告は終わりました。この案件について質疑はございませんか。川島委員</p>
11 番委員	<p>この方は新規就農者となっておりますが、報告では、自作地や借入地はないようですが、すでに畑をやっているように見受けられますが、どういうことでしょうか。</p>
7 番委員	<p>この土地に関しましては、今年の 8 月末まで使用貸借により別の方が野菜を栽培しておりました関係で、譲受後もこの土地をそのまま活用して野菜を栽培することとあります。</p>
11 番委員	<p>了解しました。</p>
議長	<p>他に質疑はございませんか。</p>
	<p>委員より「なし」の声あり</p>
議長	<p>質疑ないようですので、これより採決を行います。議案第 16 号 1 について、賛成の方は挙手願います。</p> <p>【全員挙手】</p> <p>賛成多数と認めます。議案第 16 号 1 は可決いたしました。</p> <p>次に、議案第 16 号 2「農地法第 3 条の規定による許可について」調査委員から説明を求めます。齋木委員。</p>
1 番委員	<p>議案第 16 号 2「農地法第 3 条の規定による許可について」の調査報告をいたします。</p> <p>調査員が私と平推進委員、事務局から田中さんの 3 人で調査を行いました。</p> <p>土地の表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・瀬戸内町大字節子字虎地 214 番、畑、343 m² ・瀬戸内町大字節子字三田 287 番、畑、1425 m² ・瀬戸内町大字節子字三田 288 番、畑、617 m² ・瀬戸内町大字節子字浜田 355 番、畑、261 m² ・瀬戸内町大字節子字福地 738 番、畑、1203 m²、合計 5 筆、3849 m² <p>譲渡人、瀬戸内町大字〇〇〇〇番地、〇〇〇〇 譲受人、瀬戸内町大字〇〇〇〇番地、〇〇〇〇 贈与による権利移動であります。 〇〇〇〇さんは新規就農者であります。 2 棟あるハウスには、パッションを植える予定で、ハウス以外の農地は、役場に開墾を依頼した後、タンカンを植える予定です。 後はお目通し願います。</p>
議長	<p>調査報告は終わりました。この案件について質疑はございませんか。碩委員</p>
8 番委員	<p>2 棟のハウスはどの地番になりますか。</p>
1 番委員	<p>三田 287 番と 288 番が一つの区画になっていて、そこにハウスが建っています。</p>

8 番委員	以前は、何を栽培していたのか
1 番委員	以前は所有者と両親がパッションを栽培していましたが、体調不良等により使用されていない状況となっています。
8 番委員	了解しました。
議長	他に質疑はございませんか。
	委員より「なし」の声あり
議長	<p>質疑ないようですので、これより採決を行います。議案第 16 号 2 について、賛成の方は挙手願います。</p> <p>【全員挙手】</p> <p>賛成多数と認めます。議案第 16 号 2 は可決いたしました。</p> <p>次に、日程第 4 の報告第 26 号、農用地利用集積等促進計画認可及び公告について、事務局から説明を求めます。</p>
田中主幹	<p>報告第 26 号「農用地利用集積等促進計画認可及び公告について」報告いたします。</p> <p>資料の 7 ページをご覧ください。</p> <p>認可・公告年月日は令和 7 年 9 月 12 日です、契約開始日が令和 7 年 10 月 1 日です。内容につきましては、1 件で畑 1 筆であります。</p> <p>農地中間管理権の設定を行う出し手 1 人。</p> <p>農地中間管理権の設定を行う受け手 1 人。</p> <p>面積が 141 m²となっております。</p> <p>資料の 8 ページをご覧ください。</p> <p>整理番号 44 番、農地の所在地、大字〇〇〇〇番、現況地目、畑、141 m²。出し手が〇〇〇〇、受け手が〇〇〇〇。使用貸借権によるもので、存続期間は 10 年間となっております。</p> <p>以上です。</p>
議長	事務局より第 26 号の報告がありました。質疑はありますか。碩委員。
8 番委員	前回の総会でお話しました農地の分割貸付についてはどうなりましたか。
川畑主幹	ご指摘のありました農地につきましては、総面積での契約は一旦、解除いたしまして、分割した面積が分かるように記載いたしまして、改めて契約をすることにいたしました。
8 番委員	了解しました。
議長	他に質疑はありますか。
	委員より「なし」の声あり
議長	<p>質疑ないようですので、以上で報告第 26 号は終わります。</p> <p>次に、日程第 5 の報告第 27 号、農用地等の利用権の合意解約同意について、事務局から説明を求めます。</p>
田中主幹	<p>報告第 27 号 1、農用地等の利用権の合意解約について</p> <p>土地の表示</p> <p>①瀬戸内町大字節子字山木田 569 番、畑、1813 m²</p> <p>申出者</p>

出し手、浦添市〇〇〇〇番、〇〇〇〇
受け手、瀬戸内町大字〇〇〇〇番地、〇〇〇〇
合意解約の合意が成立した日、令和7年9月2日
合意解約の理由、経営規模縮小・労力不足

報告第27号2

土地の表示

- ①瀬戸内町大字節子字三田 271 番、畑、772 m²
- ②瀬戸内町大字節子字山木田 565 番、畑、1511 m²、合計2筆 2283 m²

申出者

出し手、比企郡〇〇〇〇番、〇〇〇〇
受け手、瀬戸内町大字〇〇〇〇番地、〇〇〇〇
合意解約の合意が成立した日、令和7年9月2日
合意解約の理由、経営規模縮小・労力不足

報告第27号3

土地の表示

- ①瀬戸内町大字節子字狩又 1368 番、畑、681 m²
- ②瀬戸内町大字節子瀬武 1421 番 1、畑、784 m²、合計2筆 1465 m²

申出者

出し手、瀬戸内町大字〇〇〇〇番地、〇〇〇〇
受け手、瀬戸内町大字〇〇〇〇番地、〇〇〇〇
合意解約の合意が成立した日、令和7年9月2日
合意解約の理由、経営規模縮小・労力不足

報告第27号4

土地の表示

- ①瀬戸内町大字節子字狩又 1379 番 5、畑、724 m²

申出者

出し手、奄美市〇〇〇〇番地、〇〇〇〇
受け手、瀬戸内町大字〇〇〇〇番地、〇〇〇〇
合意解約の合意が成立した日、令和7年9月2日
合意解約の理由、経営規模縮小・労力不足

報告第27号5

土地の表示

- ①瀬戸内町大字節子字語仁屋川 519 番、畑、351 m²
- ②瀬戸内町大字節子字狩又 1379 番 3、畑、750 m²、合計2筆 1101 m²

申出者

出し手、瀬戸内町大字〇〇〇〇番地、〇〇〇〇
受け手、瀬戸内町大字〇〇〇〇番地、〇〇〇〇
合意解約の合意が成立した日、令和7年9月2日
合意解約の理由、経営規模縮小・労力不足

報告第27号6

土地の表示

①瀬戸内町大字節子字山木田 566 番、畑、393 m²

申出者

出し手、瀬戸内町大字〇〇〇〇番地、〇〇〇〇

受け手、瀬戸内町大字〇〇〇〇番地、〇〇〇〇

合意解約の合意が成立した日、令和 7 年 9 月 2 日

合意解約の理由、経営規模縮小・労力不足

報告第 27 号 7

土地の表示

①瀬戸内町大字節子字狩又 1366 番、畑、881 m²

②瀬戸内町大字節子字狩又 1379 番 7、畑、483 m²、合計 2 筆 1364 m²

申出者

出し手、瀬戸内町大字〇〇〇〇番地、〇〇〇〇

受け手、瀬戸内町大字〇〇〇〇番地、〇〇〇〇

合意解約の合意が成立した日、令和 7 年 9 月 2 日

合意解約の理由、経営規模縮小・労力不足

報告第 27 号 8

土地の表示

①瀬戸内町大字節子字狩又 1372 番、畑、1856 m²

申出者

出し手、那覇市〇〇〇〇番、〇〇〇〇

受け手、瀬戸内町大字〇〇〇〇番地、〇〇〇〇

合意解約の合意が成立した日、令和 7 年 9 月 2 日

合意解約の理由、経営規模縮小・労力不足

報告第 27 号 9

土地の表示

①瀬戸内町大字節子字瀬武 1428 番、畑、658 m²

②瀬戸内町大字節子字三田 270 番 1、畑、617 m²、合計 2 筆 1275 m²

申出者

出し手、瀬戸内町大字〇〇〇〇番地、〇〇〇〇

受け手、瀬戸内町大字〇〇〇〇番地、〇〇〇〇

合意解約の合意が成立した日、令和 7 年 9 月 2 日

合意解約の理由、経営規模縮小・労力不足

報告第 24 号 10

土地の表示

①瀬戸内町大字節子字三田 272 番、畑、713 m²

②瀬戸内町大字節子字三田 273 番、畑、568 m²、合計 2 筆 1281 m²

申出者

出し手、泉佐野市〇〇〇〇番、〇〇〇〇

受け手、瀬戸内町大字〇〇〇〇番地、〇〇〇〇

合意解約の合意が成立した日、令和 7 年 9 月 2 日

合意解約の理由、経営規模縮小・労力不足

	以上です。
議長	事務局より報告第 27 号 1 から 10 の報告がありました。質疑はありませんか。
	委員より「なし」の声あり
議長	質疑ないようですので、以上で報告第 27 号は終わります。 次に、日程第 6 の報告第 28 号、農地の使用貸借解約通知書について、事務局から報告をお願いします。
田中主幹	報告第 28 号、農地の使用貸借解約通知書について 土地の表示 ①瀬戸内町大字蘇刈字金久 421 番、畑、257 m ² 通知者 貸人、瀬戸内町大字〇〇〇〇番地、〇〇〇〇 借入、瀬戸内町大字〇〇〇〇番地、〇〇〇〇 貸借契約の内容、農業経営基盤強化促進法による利用権、使用貸借 貸借期間、令和 6 年 11 月 1 日から令和 16 年 10 月 31 日 合意解約の合意が成立した日、令和 7 年 8 月 15 日 合意による解約をした日、令和 7 年 8 月 31 日 農地の引渡しの時期、令和 7 年 8 月 31 日 届出の年月日、令和 7 年 9 月 29 日 返還する理由、双方合意による解約 以上です。
議長	事務局より報告第 28 号の報告がありました。質疑はありませんか。
	委員より「なし」の声あり
議長	質疑ないようですので、以上で報告第 27 号は終わります。 次に、日程第 7 の報告第 29 号の「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届け出について報告をお願いします。
田中主幹	報告第 29 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について 土地の表示 ①瀬戸内町大字節子字古志 1488 番、畑、198 m ² ②瀬戸内町大字節子字古志 1497 番、畑、495 m ² 、合計 2 筆、693 m ² 権利を取得した者、那覇市〇〇〇〇番、〇〇〇〇 権利を取得した日、令和 7 年 8 月 1 日 権利を取得した事由、相続 取得した権利の種類及び内容、種類、所有権 農業委員会によるあっせん等の希望の有無、希望する 届出の年月日、令和 7 年 9 月 18 日 以上です。
議長	事務局より第 29 号の報告がありました。 質疑はありませんか。碩委員。
8 番委員	農業委員会によるあっせんを希望しているが、どのような場所なのか。

田中主幹	当該農地につきましては、節子集落と嘉徳集落の間にありまして、現況は非農地判断されている場所でありましたので、所有者の方に非農地通知をいたしております。従いまして、あっせんを希望いたしておりますが、実際にはあっせんできる農地ではございませんでした。
8 番委員	了解しました。
議長	他に質疑はありませんか。
	委員より「なし」の声あり
議長	質疑ないようですので、以上で報告第 29 号は終わります。 次に、日程第 8 の協議会に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。
田中主幹	諸般の報告はございません。 行事予定であります、 令和 7 年 10 月 30 日木曜日に鹿児島県水土里情報システム運用説明会が鹿児島市で開催されます。私が出席いたします。 次に令和 7 年 11 月 11 日火曜日に地域別農業委員会農地利用最適化推進会議が宇検村で開催されますので、出欠のご報告をお願いいたします。 次に令和 7 年 11 月 21 日金曜日に第 10 回農業委員会総会を開催予定であります。 以上です。
議長	諸般の報告及び行事予定の説明がありました。 質疑はありませんか。碩委員。
8 番委員	水土里情報システムとは、どのようなシステムですか。
田中主幹	農地を衛星写真で筆ごとに確認できるシステムでありまして、筆ごとに地番や所有者等の情報が分かるようになっております。鹿児島県の土地改良事業団体連合会が作成しております。
8 番委員	了解しました。
議長	他に質疑はありませんか。
	委員より「なし」の声あり
議長	質疑ないようですので、次に「その他」で委員及び推進委員、事務局から何かありませんか。
	委員より「なし」の声あり
議長	ないようですので、以上を持ちまして、第 10 回農業委員会総会を終了いたします。お疲れさまでした。

本議事録は、事務局職員に記載させたものであるが、相違ないので署名する。

令和 7 年 10 月 21 日

署名委員

署名委員